



知っておきたい 年金のはなし

20歳になったら国民年金



- I 重点解説2
- II 国民年金の加入のご案内10
- III ライフステージと年金14
- IV 平成25年度「わたしと年金」エッセイ18
- V 補足資料・関連データ22



I 重点解説

日本の年金制度の概要

1 公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、①年をとったとき、②病気やケガで障害が残ったとき、③家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- ・日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています(国民皆年金)。
- ・原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません(社会保険方式)。しかし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

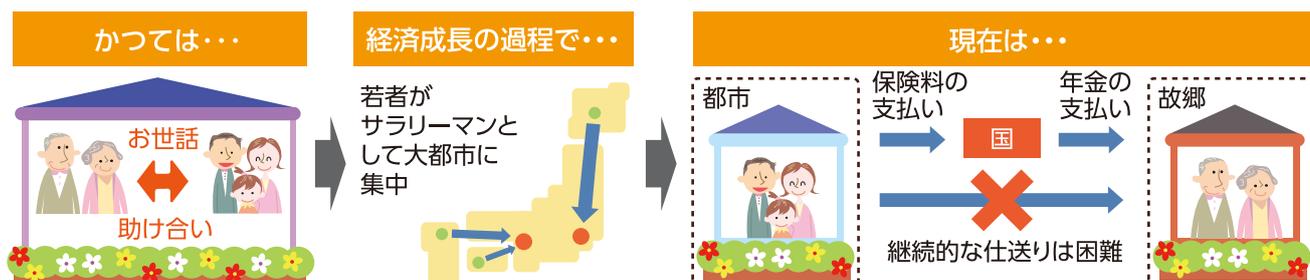
▶ 保険とは、将来起こり得る事故に備えて保険料をみんなで拠出し、事故が起きたときに集団で支え合う仕組みです。社会保険とは、社会連帯の精神に基づき、病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難に遭遇した場合に一定の給付を行って、生活の安定を図ることを目的とした公的な保険制度です。

2 公的年金制度が果たす役割

●少子化・核家族化の進行

- ・かつては、親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、自分で親を養っていました。
- ・経済成長の過程で、親と別居して都市で会社勤めをする人が多くなったことや、平均寿命も長くなったことにより、親を養うための費用が大きくなり、自分で親を養うことが難しくなっています。こういった社会の変化の中で、社会全体で高齢者を支える年金制度が整備されてきました。

→公的年金制度があることにより、親の老後を個別に心配することなく安心して生活を送れるのです。



●経済変動や自分の寿命を的確に予測することは困難

公的年金制度がなければ、私たちは、自分の親の老後を仕送りなどによって支えながら、自分自身の老後に備える必要があります。自分や自分の家族に何が起きるのか予測することができない中で、貯蓄など個人の力だけで予想以上に長生きをした時など、様々な人生のリスクに備えることには限界があります。さらには、今後、1万円の重みがどれだけ変化していくのか、あるいは、社会経済がどう変化していくのかは誰にも予測できません。

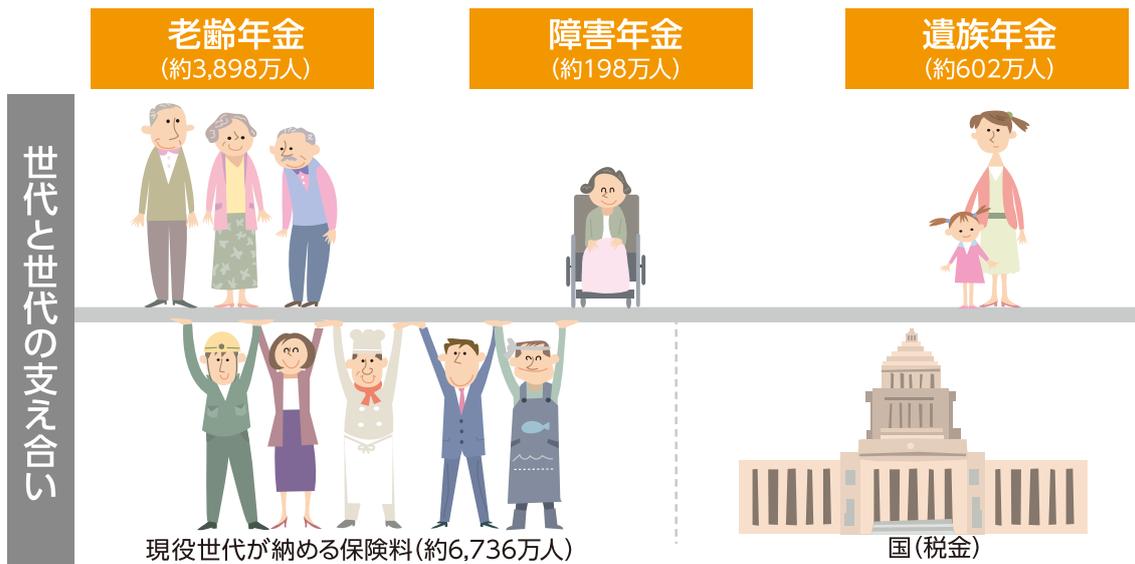
公的年金制度は、物価や賃金の動向に応じて給付の水準が改善されるため、私的な貯蓄等では難しい老後の安定的な所得保障を担っています。

3

「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金制度は、現役世代が納めた保険料によって、いまの高齢者の方の年金が支給され、いまの現役世代が高齢者になった時は、子ども世代が納めた保険料が年金の支給にあてられるという「世代と世代の支え合い」(世代間扶養)を基本に運営しています(これを賦課方式といいます)。保険料以外にも、国庫(=税金)や積立金が年金の給付に充てられています。

公的年金制度は、賦課方式(P9参照)を基本とする世代間扶養の仕組みにより、終身にわたって給付を行い、かつ、賃金や物価が上昇しても、給付の水準を改定(年金額のスライド)することで、実質的に価値のある給付を行うことができます。



自分が老後受け取る年金の額は、現役時代にどれだけ老後世代を支えたか(加入期間や支払った保険料)に応じて決まる仕組みになっています。

●65歳まで生きた方の平均余命の伸び ※()内は65歳時点の平均余命の年数

	昭和30年 (1955)	平成24年 (2012)	伸び (1955→2012)
男性	76.82歳(11.82年)	83.89歳(18.89年)	7.07年
女性	79.13歳(14.13年)	88.82歳(23.82年)	9.69年

【出典】昭和30年:完全生命表 平成24年:平成24年簡易生命表

公的年金と生活保護の違い

公的年金は、全ての国民を対象に、老後の生活等の基礎的な部分を保障するものであり、現役時代からの蓄えや生活基盤等と合わせて老後の生活等を支える制度です。そのため、収入や資産に関わりなく、納めた保険料に応じた額を受け取ることができます。一方、生活保護は、資産、能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人に対する最低生活の保障で、公的年金を含めた本人の収入・資産や世帯の状況を厳密に調査した上で、生活保護基準との差額を、税金を財源として給付するものです。

4

公的年金制度は「基礎年金」「厚生年金等」の2階建て構造です

日本の公的年金制度は、2階建て構造で、国民年金は国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて基礎年金を受け取れます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受け取るようになります。



(注)さらにより豊かな老後に備えることを目的として、勤めている会社等が運営する企業年金制度や自営業者等を対象とした国民年金基金があります。

●国民年金被保険者の種類

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	○20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無業者等	○民間会社員、公務員	○第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)
保険料	○月額15,250円(平成26年度現在) ○各自が納付	○報酬額に比例 厚生年金の場合、報酬月額17.120%(平成25年9月~平成26年8月) ○会社と折半して負担 ○給料から天引き	○自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
手続き	○市(区)役所または町村役場に届け出	○勤め先で事業主が届け出	○配偶者の勤め先経由で届け出

公的年金と民間の個人年金との比較

	公的年金	民間の個人年金
加入	国民の義務としてすべての人が加入	個人が自由意思で加入
給付の特徴	物価などの上昇に合わせて引き上げられるので、将来にわたって実質的な価値が保障される	自分が積み立てた保険料およびその運用益の範囲で給付が行われる
給付の種類	老齢、障害、死亡のすべてがカバーされる	将来受けようとする年金の種類や期間が多様であり、これらに応じて保険料も多様である
運営	政府および日本年金機構により運営されており、基礎年金支給額の1/2と運営事務に要する費用の多くを国が負担する	民間の保険会社が加入者から集めた保険料により自社の経営に必要な諸経費も含めて運営している
その他	支払った保険料は全額所得から控除され、生活が苦しい場合には保険料負担が免除される	支払った保険料は一定額まで所得から控除される

5

公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です

年金という「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても大切なものです。

○公的年金は自分の老後を支えるとともに、親の老後も支えてくれます。

○思わぬ事故や病気で障害が残ったときには「障害年金」が、一家の働き手が亡くなったときには「遺族年金」が支給されます。

老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。

保険料を納めた期間が長ければ長いほど（上限は40年：480月）、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなります。

※厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

		国民年金の夫婦の例		厚生年金と国民年金の夫婦の例	
		夫	妻	夫	妻
上乗せ年金 (2階)				老齢厚生年金 月額 約98,000円 【40年加入の標準例】	
	基礎年金 (1階)	老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】
		合計 月額 約128,000円		合計 月額 約226,000円※	

※厚生年金のモデル年金（夫40年加入、妻専業主婦）は、現役世代（男性）の平均賃金に対する比率（所得代替率）は、2009年度時点で約62.3%となっています。

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

※厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

		障害の程度		
		重い		軽い
		1級障害	2級障害	3級障害
上乗せ年金 (2階)		障害厚生年金(1級)	障害厚生年金(2級)	障害厚生年金(3級)
	基礎年金 (1階)	障害基礎年金(1級) 月額 約80,000円	障害基礎年金(2級) 月額 約64,000円	障害手当金
		子の加算(第1・2子) 各 月額 約18,000円	子の加算(第1・2子) 各 月額 約18,000円	

※子の加算は、第3子以降は各 月額 約6,000円

遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある妻および夫は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

(注)老齢年金、障害年金、遺族年金の詳しい給付内容については、22～24ページを参考にしてください。

		子のある妻および夫の例
上乗せ年金 (2階)		遺族厚生年金
	基礎年金 (1階)	遺族基礎年金 月額 約64,000円
		子の加算(第1・2子) 各 月額 約18,000円

※子の加算は、第3子以降は各 月額 約6,000円

6 公的年金の持続性

公的年金制度における長期的な財政の枠組み (平成16年改正)

今後の少子高齢化の進行を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、

- ① 将来の負担 (保険料) の上限設定
- ② 基礎年金における国庫負担の引き上げ
- ③ 積立金の活用
- ④ 財源の範囲での給付水準の自動調整

を行い、長期的な収入と支出のバランスを取ることで制度の持続可能性を図る仕組みを導入しています。

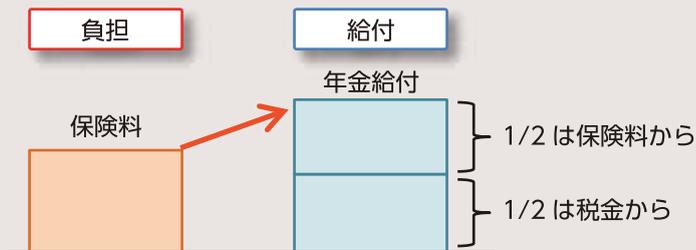
その上で、定期的に財政の現況および見通しについて検証 (財政検証) を行い、年金の財政状況をチェックすることとしています (いわば、年金財政の定期健康診断)。



7 公的年金の負担と給付

基礎年金の半分は税金から払われます。また、厚生年金の保険料は半分事業主が払います。このように、公的年金は決して“損”なものではありません。保険料を納めず、免除制度も利用していない場合、将来公的年金がもらえなくなって生活に困るだけでなく、税金に見合う給付分さえももらえないことにもなることを覚えておきましょう。

【国民年金 (基礎年金) の負担と給付】



基礎年金は原則1/2は税金でまかなわれています。これは、民間保険にはない公的年金のメリットです。

全額免除の手続きをしていた場合

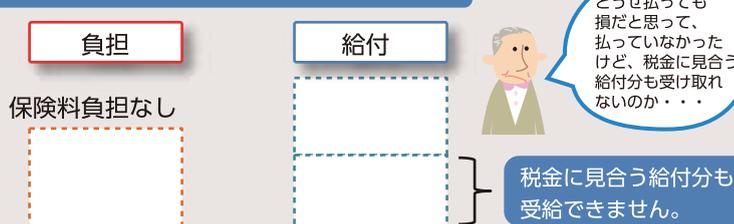


きちんと手続きしていて良かったあ

税金に見合う給付分の1/2は受給できます。

経済的な理由で保険料を支払えなかった場合でも、免除制度を申請し、認められていれば、税金に見合う給付分である原則1/2の基礎年金を受け取ることができます。

未納だった場合



どうせ払っても損だと思って、払ってなかったけど、税金に見合う給付分も受け取れないのか・・・

税金に見合う給付分も受給できません。

保険料を払っていないのは、全額免除の人と同じですが、免除の手続きをしていないので、公的年金を受け取ることはできません。障害年金や遺族年金も受け取れません。

8

保険料の納付状況

「国民年金の納付率が6割を切った」と報道されましたが、厚生年金、国民年金、共済年金を合わせた公的年金加入者全体を見ると、約95%の人が保険料を納付するなど、公的年金制度に参加しています。

実際に保険料を払っていない人は、公的年金加入者全体で見れば5%ほどです。報道されたのは、国民年金の第1号被保険者の現年度の納付率についての数字で、厚生年金と共済年金を合わせれば（国民年金の第3号被保険者を含む）、約95%の人が保険料をきちんと納付しています。

また、日本の公的年金制度は、現役時代に保険料を納め、その納付実績に応じて年金額が決まる社会保険方式なので、未納・未加入期間分について年金が支払われることはなく、その分の保険財政の負担はありません。つまり、保険料を納めていない人がいるからといって、将来の公的年金財政を大きく揺るがし、制度を崩壊させるようなことはないのです。国の制度ですので、国が存続する限り、破綻することはありません。もちろん、将来年金を受給するためにも、きちんと保険料を納めたり、免除の手続きをしたりすることは大切ですので、忘れないようにしましょう。

保険料の納付状況

[平成24年度末]

6,745万人



※1 任意加入被保険者(29万人)を含む。

※2 未納者とは、24カ月(平成23年4月～25年3月)の保険料が未納となっている人です。

※3 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値掲記していましたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査実施をしなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしています。

(注) 平成22年度分保険料を例にとると、当年度末での納付率は59.3%でしたが、保険料は納期限から2年以内であれば納付が可能であり、この間に納付された保険料を含めた平成24年度末の最終納付率は64.5%となっています。

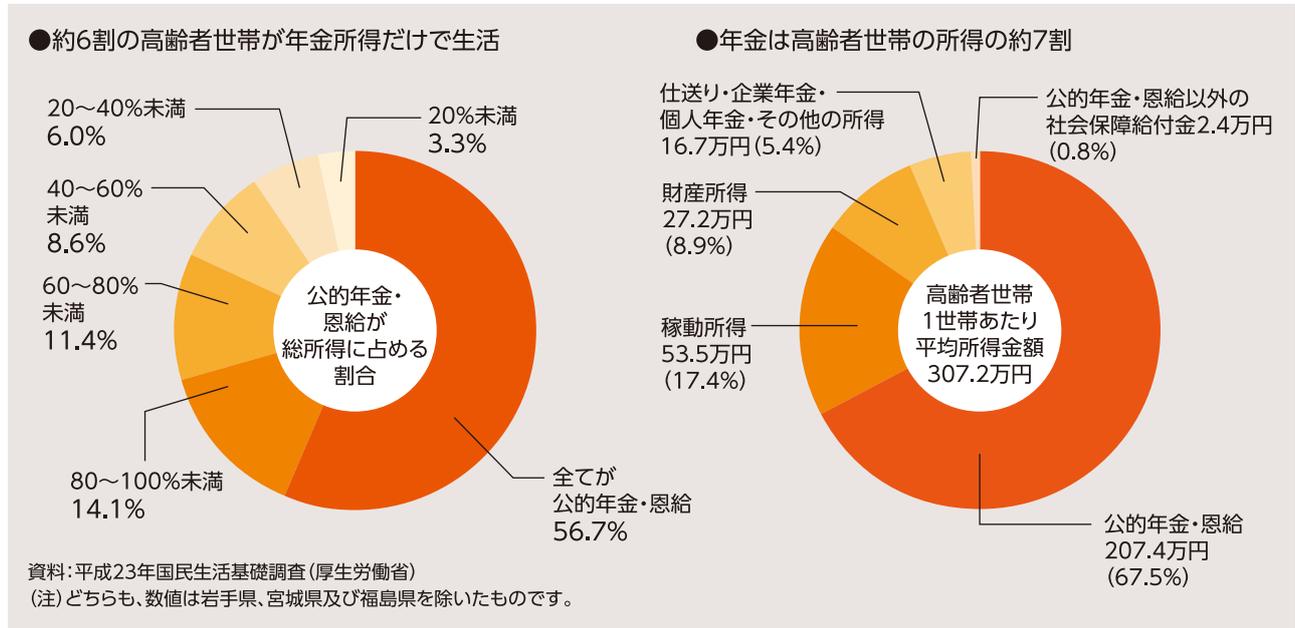
公的年金制度には、国民一人ひとりの生活を守るという重要な役割があり、また国民相互の支え合いのシステムとして、国民の皆さま全員の加入が前提となっています。

年金制度を正しく理解して不安を解消し、公的年金をベースに、生活へのリスクに備えてください。

9

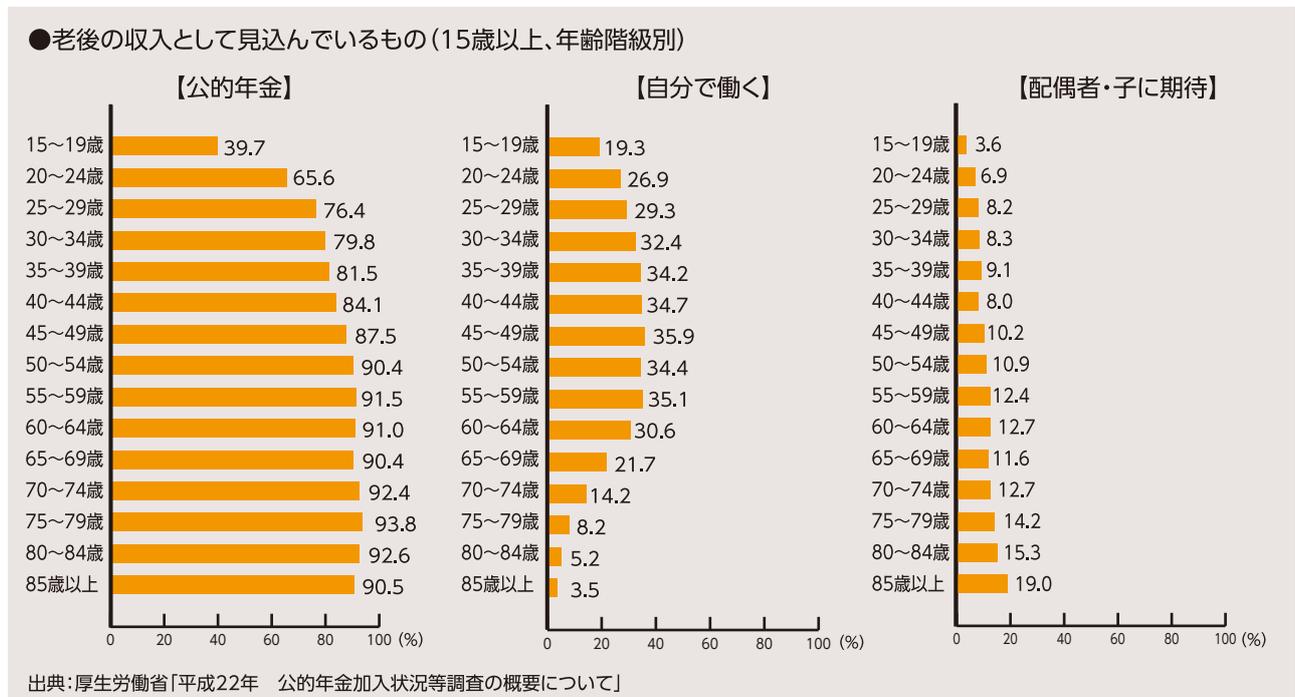
高齢者世帯の生活の基本部分を公的年金が支えています

公的年金等を受給している高齢者世帯の6割以上が公的年金だけで生活しています。また、公的年金は高齢者世帯の平均所得の約7割を占めており、老後生活の主要な柱としてなくてはならない存在となっています。



年齢階級別の状況

「老後の収入として見込んでいるもの」のうち、公的年金の割合は、年齢階級が上がるほど高くなっており、50歳以上の各年齢階級では90%を超えています。



年金のスライド

○物価スライド

年金額の実質的な価値を維持するため、物価の変動に応じて年金額を改定することを「物価スライド」といいます(昭和48年(1973)導入)。現行の物価スライド制では、前年(1~12月)の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月分から自動的に年金額が改定されます。インフレにも対応できるのが、民間の個人年金にはない公的年金の大きな特徴です。

○マクロ経済スライド

公的年金の年金額は、原則として、年金を受け始めるまでは、それまでの賃金(可処分所得)の伸びが反映されて計算され、それ以降は物価の伸びに応じて改定されていきます。

ただし、年金受給世代が増え、現役世代が減少する少子高齢社会において、年金財政の均衡を図るため、一定の期間、年金額改定の際、物価や賃金の変動によるスライド率から、被保険者数の減少や平均寿命の伸びの分を控除して、スライド率を調整する仕組みが導入されており、これを「マクロ経済スライド」と呼びます。例えば、物価スライドによる改定率が2%の時に、被保険者の減少分として0.6%(毎年度の実績に応じて変動)と、平均寿命の伸びの分として0.3%(法律に規定された率)の合計0.9%を差し引いて、1.1%が実際の改定率となります。このようなスライド率の調整を行うことによって、少子高齢化の下でも、公的年金制度を長期的に持続可能な仕組みとしています。

※この措置は、最終的な保険料水準の負担内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間行われます。この結果、平成21年(2009)に作成された財政の現況及び見通しでは、所得代替率(厚生年金のモデル年金(夫40年加入、妻専業主婦)の現役世代(男性)の平均賃金に対する比率)は、平成22年(2010)で62.3%であり、平成50年(2038)においても50.1%は維持されます。

※なお、この措置は、平成16年(2004)以降、物価・賃金の下落傾向が続き、年金額は特例水準(P30「特例水準の解消」参照)で支給されているため、これまで発動されていません。年金額の特例水準が解消されると共に、物価賃金が上昇したときに調整が行われます。

賦課方式と積立方式について

公的年金の財政方式には、その年の年金給付に必要な費用をその年の現役世代からの保険料で賄う「賦課方式」の他に、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」があります。日本をはじめ主要各国の公的年金制度は賦課方式を基本として運営されています。

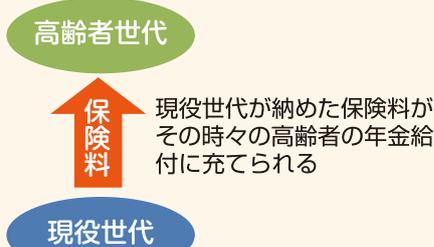
	世代間扶養(賦課方式)	積立方式
考え方	年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者からの保険料でまかなう方式	将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てていく方式
保険料	保険料は基本的に年金受給者と現役加入者の比率により決まるため、 人口構成の変動の影響を受けやすい (金利変動の影響は受けにくい)	保険料は基本的に積立金の運用益により決まるため、 金利変動の影響を受けやすい
経済変動への対応	想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、その時点での現役加入者の保険料の負担により 実質的に価値のある年金を支給	想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、終身にわたって年金を支給できなくなる可能性が生じたり、 実質的に価値のある年金を支給することが困難になる
加入者の保険料の使途	その時々々の高齢世代の年金給付費	自らの世代の将来の年金給付費

(注1) 賦課方式を積立方式に切り替える場合には、切替時の現役世代が自らの将来の年金の積立に加えて、別途の形でそのときの受給世代等の年金を重ねて負担しなければならなくなるという「二重の負担の問題」が生じ、これにどう対応していくかが問題となります。

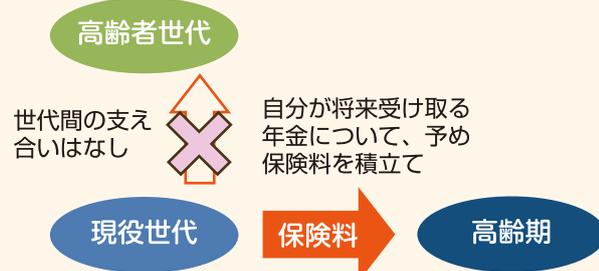
(注2) 日本では賦課方式を基本としつつも、1年間に必要な給付費の3倍以上の積立金を保有し、その運用益を活用することで、将来の保険料を極力抑制するようにしています。

公的年金制度における賦課方式と積立方式の違い

賦課方式



積立方式





II 国民年金の加入のご案内

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の全ての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。

20歳を迎えたら、国民年金の第1号被保険者になるための手続きを、ご自身で行ってください(ただし、第2号、第3号被保険者に該当する場合を除きます)。

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は15,250円です(平成26年度)。まとめて前払いすると、割引が適用されるのでおトクです。

公的年金制度には、老齢年金のほか、障害・死亡に対する保障もありますが、未納期間中に事故等にあった場合、これらの保障が受けられないおそれがあります。

保険料の納付方法

●口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

●クレジットカード納付(継続納付)

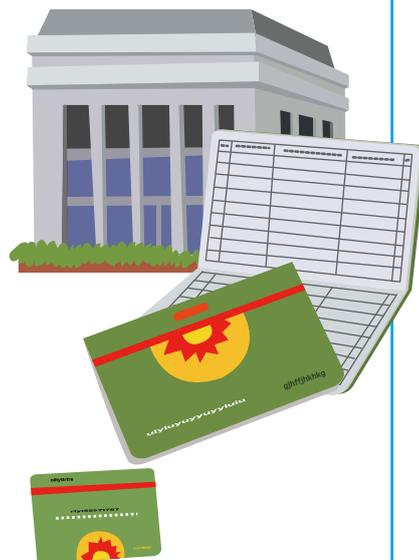
クレジットカードにより定期的に納付する方法です。申込み手続きは、年金事務所で行っています。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

●金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

●電子納付(インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング)

ご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。



平成26年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

平成26年度	1カ月分		6カ月分		1年度分		2年度分		
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	15,250円	—	91,500円	—	183,000円	—	370,080円	—	
前納(前払い)	口座振替 (当月末の口座振替)	15,200円	50円	91,200円	300円	182,400円	600円	368,880円	1,200円
	6カ月前納 (現金納付)	—	—	90,760円	740円	181,520円	1,480円	367,080円	3,000円
	6カ月前納 (口座振替)	—	—	90,460円	1,040円	180,920円	2,080円	365,880円	4,200円
	1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	179,750円	3,250円	363,510円	6,570円
	1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	179,160円	3,840円	362,320円	7,760円
	2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	355,280円	14,800円

※これらの保険料に、毎月400円多く付加保険料を納めることによって、将来の年金額に、200円×付加保険料納付月数が上乗せされます。

※被保険者の世帯主および配偶者は、保険料を連帯して納付することとなります。

※一定の所得があるにもかかわらず、保険料を納付しなかった場合には強制徴収(滞納処分・差押え)などが行われることがあります。

※平成27年度1カ月当たりの保険料は15,590円となります。

国民年金保険料の 前納(前払い) 納付方法

●国民年金保険料を、前納(前払い)することができます

保険料を前納すると割引が受けられるほか、納め忘れの心配がなくなります。

現金で毎月納付する場合

1年度分 保険料	15,250円×12月=183,000円
----------	----------------------

□座振替で1年度分を前納する場合

3,840円 割引	1年度分 保険料 183,000円-3,840円=179,160円
--------------	--------------------------------------

年間**3,840**円の割引!!

※なお、平成26年4月から新たに、口座振替による2年度分の前納制度が導入されました。

「国民年金保険料」と 「税の申告」

●国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が毎年11月上旬に送付されます(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬に送付されます)。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行や、「準確定申告」が必要な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

後納制度

(平成27年9月末までの措置)

●過去10年間の納め忘れの保険料を納めることができます

国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、過去10年間の納め忘れの保険料について、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった分の納付が可能となっています。



国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくは年金事務所へご相談ください

学生納付特例制度

学生納付特例制度は、就学中で所得がない(または一定以下)の方が、将来、保険料の未納期間があることで、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

●在学中の保険料納付が猶予されます

学生納付特例の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

●所得の基準

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること



$$118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

若年者納付猶予制度

●30歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます(注)

納付猶予の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

(注)平成37年6月までの時限措置です。

●所得の基準

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること



$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

※学生の方はこの制度は利用できません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

全額免除制度

●保険料の全額(15,250円)が免除されます

全額免除を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は次のように少なくなります。

全額免除 ▶ 年金額 $\frac{4}{8}$ (平成21年3月分までは $\frac{2}{6}$)

●所得の基準

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること



$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

※学生の方はこの制度はご利用できません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

※失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、猶予となる場合があります。

※上記のほかに、障害基礎年金を受けているときや生活保護の生活扶助を受けているときに、市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口で届出することで、保険料の全額が免除される「法定免除制度」があります。

一部免除 (一部納付) 制度

●保険料の一部が免除されます

一部免除は3種類あります。一部免除を受けた場合、追納をしなければ、次のように将来の年金額は少なくなります。

4分の3免除(納付額3,810円) → 年金額5/8(21年3月分までは3/6)

半額免除(納付額7,630円) → 年金額6/8(21年3月分までは4/6)

4分の1免除(納付額11,440円) → 年金額7/8(21年3月分までは5/6)

●所得の基準

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

4分の3免除 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半額免除 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

4分の1免除 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。
そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※ 学生の方はこの制度は利用できません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

申請

法定免除を除き、翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望される場合は、申請書の所定の欄に印を付してください。翌年度以降の申請書の提出は不要となります。

※全額免除または若年者納付猶予の承認を受けた方に限ります。

※失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要となります。

※所得要件の審査は、市(区)町村民税の申告内容をもとに行いますので、税務申告を忘れずに行ってください。

保険料を 追納する

- 保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間分の保険料は、10年以内(例:平成26年4月分は平成36年4月まで)であれば、あとから納めること(追納)ができます。
- 保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

太郎・花子夫妻 年金でたどる人生行路

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまなできごとがあります。
良いことばかりだけではなく、ときには思わぬアクシデントに遭遇することも。
そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。
ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルにしながら、
ライフステージと年金との関係をご紹介します。

※年金の仕組みをわかりやすくお伝えるため、
2人の人生に敢えてさまざまなできごとやアクシデントを想定しています
(このため、登場人物や設定、できごとについてはすべてフィクションです)。



登場人物

太郎さん

大学時代に身につけた英語のスキルを活かし、商社へ就職する。その後一大決心をして独立する。

そうた
颯太くん

太郎・花子夫妻の自慢の一人息子。

花子さん

海外旅行先で、太郎と運命の出会い。結婚後はベストパートナーとして、太郎を支える。

スタート

太郎18歳 大学入学

得意な英語を究めたいと英文学科へ入学。さらに英会話サークルへも入部。もちろん当時は年金のことは何もわからない状態。

太郎20歳 国民年金加入

両親に教えられ、太郎も市役所の国民年金担当窓口で加入手続きを行う。

太郎



Q. 学生の間、支払いを猶予することはできる?

A. はい。所得のない学生に対して、本人の申請によって保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。未納と異なり特例を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

Q. 就職しなかった場合は、どうなるの？

A. 無職の方は、引き続き「第1号被保険者」となるので、国民年金の保険料の納付が必要となります。保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が免除される制度があります。免除に該当しない30歳未満の方は保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」（申請期間は平成37年6月まで）が利用できます。

厚生年金に加入

厚生年金は、厚生年金が適用されている事業所に勤め、70歳未満であれば本人の意志に関係なく、加入することになります。厚生年金の加入手続きは、本人ではなく事業主が行いますので、新卒で入社した太郎も、自分で手続きする必要はありません。なお、この場合、太郎は「第2号被保険者」となります。

太郎23歳 就職

語学力を生かしたいと、商社の営業としてサラリーマン人生をスタート。海外赴任が夢である。



太郎

花子18歳 就職

高校卒業後、メーカーの事務職として勤務。



花子

厚生年金に加入

20歳未満であっても、厚生年金が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金に加入することになります。

国民年金への任意加入期間

日本国籍を持つ方が海外で居住する場合、国民年金への加入義務はありませんが、将来の年金額を増やしたい場合、20歳以上65歳未満の間で任意加入ができます（任意加入期間は保険料を納める必要があります）。

太郎21歳 海外留学

憧れのイギリスで、1年間みっちり語学力を身につける。

太郎26歳 憧れの海外赴任へ

ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。

社会保障協定

一時派遣（※）であれば、日本の年金制度のみに加入し、保険料の二重負担を避けることができます。

※相手国へ転勤するなどの期間が5年以内と見込まれる場合に限られます。5年を超える場合は、相手国の年金制度のみに加入します。

協定発効国：ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー（平成26年（2013）4月時点）

国民年金は全員加入が原則

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。自営業者ならびに農業や漁業などに従事している方、学生といった、国民年金の保険料を自分で支払う必要のある方を「第1号被保険者」といいます。

次ページに続く



専業主婦になり、「第3号被保険者」に

第2号被保険者の被扶養配偶者となった段階で、「第3号被保険者」となります。第3号被保険者になるには、配偶者の勤務する会社を通じて届け出をすることが必要です。第3号被保険者として認められると、国民年金の保険料を納める必要はありません。

花子29歳 退職

11年間勤めた企業を円満退職。専業主婦としての人生をスタート。

花子28歳 復職

産前産後休業・育児休業期間は保険料免除

「第2号被保険者」が妊娠または出産のために産前産後休業を取得した場合や会社の育児休業制度を利用する場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

※平成26年4月からは、産前産後休業期間中も保険料が免除されることとなりました。

結婚3年後 長男誕生

すがすがしい青年に成長してほしいという思いを込め、「**颯太**」と命名。3人での暮らしがスタート。花子は会社の育児休業制度を利用。

帰国後、太郎29歳&花子24歳 結婚

花子21歳 海外旅行中、太郎と出会う



花子33歳 1日4時間のアルバイトを始める(年収100万)

颯太の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

花子のように年収が130万円未満の場合は、「第3号被保険者」のままです。この段階では保険料を納める必要はありません。年収130万円以上の場合は、「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を納める必要があります。この場合は、市(区)町村での手続きが必要です。

※勤務時間により、厚生年金保険に加入しなければならない場合もあります。

Q. 万一、離婚してしまった場合は?

A. 平成19年4月1日以後に離婚をし、一定の条件を満たした場合、婚姻期間中の厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割することができます。請求期限は離婚した時から原則2年以内です。老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づいて計算されます(内容の異なる2つの制度があります)。

離婚の危機!

脱サラをめぐる、ある日大げんか。それでもじっくり話し合って円満に解決。

太郎45歳 退職して創作和食店を開業!

料理の趣味が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者(サラリーマン)」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市(区)町村での手続きが必要です。



颯太が成人

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたいという颯太。国民年金にも加入し、大人の仲間入り。

颯太 国民年金加入

花子46歳 会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。厚生年金に再加入。

花子45歳 颯太18歳で遺族基礎年金の受給権喪失

遺族基礎年金の受給期間は、子である颯太が18歳となった後の3月31日までとなります。(遺族厚生年金は引き続き受給)

保険料免除申請

突然夫を失った花子は収入が絶たれ、保険料を納めることが難しくなりました。このような場合、申請により保険料の納付が免除される制度を利用することが可能です。保険料を未納のままですと、将来「老齢基礎年金」などを受給できなくなる場合があります。

遺族年金の請求

家計を維持していた太郎が亡くなった後は、花子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支払われます。

太郎48歳 不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった颯太と最愛の妻を残し、天国へ…。2人のお店も他人の手に…。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。



Q. もし颯太に重度の障害が残ったら?

A. 颯太は国民年金に加入しているので、一定以上の障害が残れば、障害年金を受けるために必要な保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受けることができます。受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

花子51歳 颯太が交通事故!

花子の必死の看病もあり、3カ月後無事退院。

花子60歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に仕事に取り組む毎日。

年金を受け取る手続き

60歳になった花子は、老齢厚生年金を受け取るための手続き(年金の請求)を行いました。ただし、花子は、厚生年金保険に加入して働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上あると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの際、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。

花子65歳 退職、そして年金の手続き

結婚した颯太一家との同居を機に、現役を引退することにした。

65歳になったときの老齢年金請求手続き

60歳台前半の老齢厚生年金を受けている方が65歳になるときは、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」が届きますので、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要があります。

※遺族厚生年金を受けている方は、受給内容が見直しされます。詳しくはお近くの年金事務所へご相談ください。



ゴール

花子70歳
颯太と嫁、孫の4人で
楽しい年金生活

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。その一環として、公的年金制度とのかかわりについてのエッセイを募集しました。平成25年度に応募いただいたエッセイから、4編の受賞作品をご紹介します。

※すべての受賞作品を日本年金機構ホームページに全文掲載しております。

最優秀賞 [中学生 男性]

昨年六月、我が家に突然悲劇が起こった。父が心筋こうそくで突然僕達家族の前から姿を消した。姉にたたき起こされ、病院に駆けつけた時、父は救急外来のベッドの上で、眠るように横になっていた。皮肉にも、この救急病棟は、設計士をしていた父が設計・監理をしたと後で母に聞いた。

父は仕事が好きだった。仕事に誇りを持ち、いつも熱心に取り組んでいた。平日は、事務所や現場で一日のほとんどを過ごしていた。夕飯と一緒に食べることをすらほとんどなかった。

父は、僕達兄弟にとって、とても偉大な父だった。サッカーを教えてくれた。スキーも水泳も教えてくれた。また、ギターやドラムも教えてくれた。ゲームも一緒に楽しんだ。今、僕にとって楽しいことは全て父に教わったように思う。

父が亡くなった後も、僕は以前と変わらぬ生活をしている。今でも父は事務所で仕事をしているように思っている。ただ、朝夕仏壇の父に手を合わせ、返事が返ってこない父に向かって一日の報告をしていると、父が遠くにいった事を改めて感じる。

父が亡くなり数日が過ぎた。中学校入学時に買ってもらったスパイクのポイントがなくなってしまった。新しいスパイクが欲しかったが、母に言い出せずに、ただインターネットでスパイクを探していた。兄も同じだった。そんな僕達の姿に母が気づいてしまった。

「スパイク買わないかな。」母の言葉に、

「まだいける。」と声をそろえて僕達は答えた。

「お母さん一人じゃないけん。パパやってちゃんと元気な時ほどじゃないけど、給料もらいよるけん。」

母の言葉に、僕達兄弟は驚いた。父は今いない。もちろん仕事はしていない。そんな、父が給料をもらっている。意味が分からずに、ただぼかんと母の顔を見た。母が続けた。

「二十歳になると、年金に加入するんよ。毎月年金を納めるんよ。元気に働いて、六十五歳になったら、年金は受給できるんよ。パパみたいな人にも、遺族年金を支給してくれるんよ。だから、それがパパの給料よ。パパが、一生懸命に働いて、年金を納めていたからくれるんよ。」

父は今、僕達の前にはいない。父の声は聞こえない。まだまだ父と色々な事がしたかった。色々な事を教えてほしかった。楽しい時間をもっともっと一緒に過ごしたかった。全ては叶わぬことだけど、父は今でも僕達の心の中にいる。偉大な父は、自慢の父は、年金というシステムで、形を変えて僕達の生活を支えてくれている。見守ってくれている。僕達は、今も父と一緒に過ごしていると思っている。

優秀賞 [40代 男性]

「国民年金だけは払わないとダメよ!」母が当たり前のように言う。

「そんなこと分かっているけど、今はお金がないんだよ!」

リストラされたばかりだった私は、金銭的な不安もあり、思わずきつい口調で言い返してしまった。

妻が働いてくれているとは言え、マンションのローン、今後の生活費のことなどを考えると、将来の見通しはまったく立たない。

四十六歳という年齢では再就職先さえいつ決まるか分からない。ましてや、会社を辞めると、国民健康保険や国民年金の保険料を、自分で支払うことになるとは思ってもいなかった。

私はそんな苛立ちを押さえきれず、心配して様子を見に来る母と、よく言い争いをしていた。特に、年金保険料については、「払いなさい」、「今は払えない」で大騒ぎとなった。ただ、母が年金にこだわる理由は分かっていた。

私の父は、働き盛りの四十代の頃に自転車で転んでしまい視力が弱くなってしまった。以来、父は勤務時間を制限して働かざるを得なくなり収入は激減したのだが、障害年金をもらえたおかげで、私たち家族は路頭に迷わなくて済んだのだ。

また、母の弟は若い頃、肝臓の病気を発症してしまい、週三回の透析が欠かせなくなってしまった。やはり父同様に、勤務時間を制限して働いていたのだが、障害年金をもらいながら立派に家族を養っていた。

父も叔父も、まじめに年金保険料を払ってきたから、このような恩恵を受けられたのだ。だから、私だって年金の大切さは十分に分かっている。そんな時、妻が私と母をとりなすように言った。

「あなた、この前、区役所に行って聞いてきたんだけど、失業した人に対しては、国民年金の保険料を免除してくれる制度があるんだって。今度、一緒に聞きに行きましょう」忙しい勤務の合間を縫って区役所に聞きに行ってくれたみたいだ。

「分かったよ。そうしよう」私は素直に頷くしかなかった。

「お待たせいたしました。どうぞおかけください」

番号が呼ばれ、妻と二人で国民年金の担当窓口に行くと、思いのほか丁寧にあいさつをされた。失礼ながら、お役所にはあまり良いイメージを持っていなかったのが意外であった。担当してくれたのは若い女性だった。

「今日はこういったご用件でしょうか?」

私は、現在失業中で、国民年金の保険料の支払いが難しいことを、窓口の女性に説明した。

すると、彼女は、国民年金の保険料の納付に関するパンフレットを取り出して、保険料の免除制度について分かりやすく説明してくれた。

保険料免除の申請が認められると、保険料が全額免除、四分の三免除、半額免除、四分の一免除になること。また、実際に金をもらう時には、その間に支払った金額より多く反映されて(例:全部免除→二分の一が反映)もらえること、後日就職した際は免除してもらった金額を追納できることなどを丁寧に説明してくれた。私はその場で申請書類を書いて提出した。

窓口の女性は書類を受け取ると、

「はっきりとは言えませんが、おそらく免除になると思いますので、正式な決定が出るまで少しお待ちくださいね。それから、免除した金額でも支払いが難しいようであれば遠慮をしないで窓口にご相談にきてくださいね」

「分かりました」私は、ほっとした。これで多少なりとも金銭的に余裕ができるということもあったが、それよりも、年金の支払いで困った時には安心して区役所に相談できることが分かったからだ。

しばらくのちに、私の手元には、国民年金保険料の免除が認められた通知書が届いた。いくら免除になったのかは、ここでは控えるが、失業中の私にとってはとてもうれしい出来事だった。

リストラされてからもうすぐ一年。いまだにアルバイトなどをしながら再就職先を探す日々が続いている。

でも、国民年金の保険料はきちんと支払っている。恥ずかしながら、年金をもらっている父と母から援助をしてもらう時もある(感謝!)。保険料の免除をもらったおかげでもある(感謝!)。それに、支払いが本当に厳しくなったら、区役所に相談に行けるという気持ちの余裕もある(感謝!)。

働いている時は、給料から天引きされるので気にも留めなかったが、年金の保険料を支払うのは本当に大変なことだ。だからこそ、保険料をきちんと支払うことによって、父や叔父のように、いざとなった時には年金が助けてくれるのだと改めて感じている。それに、きっといつかは、私と家族の役に立ってくれる時がくるはずだ。

私はそのことを肝に銘じて、今後も年金保険料を払い続ける。

入選 [高校生 女性]

私は今まで「年金」というものに、良いイメージを持っていませんでした。それは、近年ニュースで取りあげられている年金問題の印象が強いからです。よく年金のことについて理解していないのに、そういったニュースを見ることが多いため、悪いイメージばかりがついてしまったんだと思います。先日、日本年金機構の方々が当校に来られ、年金についてのお話をしていただきました。そのお話を聞き、私の中の年金のイメージが良いものへと少しずつ変わっていきました。年金についてよく考え、理解することで年金の悪い面だけではなく良い面を知ることができたためです。例えば、私は少子高齢化が進むことにより、今の若者は将来、払った保険料分すら受け取れないんだろうと思っていました。しかし、自分が払った保険料を上回る年金は受け取れる計算となっていることを知り、驚いたとともに安心しました。

そこで学習したように日本の公的年金制度は三本の柱になっています。公務員がもらう共済年金、サラリーマンがもらう厚生年金、その他の人がもらう国民年金。私たちは二十歳になると、この国民年金に加入することになります。公的年金の制度は、年老いたときやいざというときの生活を働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みなので、みんなが加入することが大切だと思います。私自身が年金を受け取るようになるのはまだ先の話ですが、保険料をきちんと支払うという事は義務だと思います。本来、公的年金は国民みんなで支え合う社会保険制度なので、「損か得か」で考えるものではありません。しかし、現代の人は年金の仕組みもよく知らず、テレビなどの情報に惑わされてしまい、年金制度の悪い印象を持ち、保険料を支払わない人が増えているのではないのでしょうか。

私たちは、東日本大震災のときに人と人との繋がりの大切さを実感し、自分のことは後回しにしても、人を助けようとする人々の心に胸を打たれました。直接手助けは出来なかった人も、「助けたい」「支えたい」とは思っていたはずです。年金の制度もみんなが支え合うということが一番重要なことです。自分のことだけを考えるのではなく、みんなが「支え合い」ということを考えることが出来れば、もっとみんなが納得して保険料を納めると思います。そうすれば、若者と老人との受け取れる年金の額による不平等感を感じる人も減って行って、もっといい年金制度が構築されていくのではないのでしょうか。

私は経済関係の進学を考えており、大学でビッグデータの研究をしたいと考えています。この度、エッセイを書くという機会を頂いたことで、年金の制度に深く関心を持つようになりました。大学に入ったら、年金のデータを分析し、今後の制度としての方向性を研究することもやってみたいと思うようになりました。

私たち、一人ひとりがもう一度「支え合い」について深く考えること、また「支え合い」の重要性を理解した私のような人間が、それを知らない人々に積極的に発信していくこと。こうした努力を私たちが粘り強く続けることで、本当の意味での「支え合い」を実践することが出来るのではないのでしょうか。年金という制度は私に、今一番大切なことを教えてくれたような気がします。



入選 [60代 女性]

主人と二人、世間でいう「年金暮らし」の高齢生活者、二月に一度の年金支給日は二人の大きな楽しみの日である。私達の年金は、生活費に工夫をして、上手に使って余らせ、余った分は積み立てておく。貯まった資金で贅沢さえしなければ、二人して好きな旅行に出ることも可能なのである。つましいけれど大きな喜びも作り出す私達の公的年金である。

最近公的年金の報道を身近に感じるが、27歳で会社を退職した頃の私は、年金の事など全く気にしていなかった。退職して2ヶ月ほど経った頃だったろうか、主人の実家に遊びに行った。彼の父親から「節ちゃん、年金はどうした」と聞かれた。退職金の事は、頭にあったが、年金のことは全く意識せずにいた私は、どういふことか逆に質問してしまった。「一時金を貰っちゃったか聞いているのだよ」義父の言葉に状況を理解した。友人達が「年金の一時金を貰った」と話していたことを思い出したのである。「何もしていません」と答えると、「それは良い、帰ったらすぐに区役所の年金課に行って国民年金の手続きをきなさい」と指示された。義父は年金の事を説明し、何故一時金を貰うのでなく国民年金に加入したほうが良いのかを話してくれた。

自宅に帰ると、すぐ役所へ向かい、義父の指導どおりに国民年金の手続きを済ませた。40年前の義父の話である。私が三年前に年金をもらうようになった時に義父はすでに亡くなっていたが、的確な助言に心から感謝した。義父の話をしっかり聞いたお陰で、年金支払期間は長くなり、その分私の年金は加算され、主人の年金と合算すると、工夫次第で多少余裕のある生活を送ることが出来る年金額なのである。

私と主人にとって、二月に一度のお楽しみ「年金の日」のあることは、使い方を一緒に考える会話の時であり、自分達の努力で豊かに過ごす事が出来る。老齢年金から介護保険料がひきおとされるようになって、面倒な支払は無く、老後の心配も若干薄れてきた。贅沢をせずに、健康に注意して過ごせば安穏な毎日につながると楽しみながら二人で努力している、幸せなことである。

我が家の子ども達三人が成長する過程で長男が20歳になった時には、年金の法律が変わっていて、学生でも20歳になると年金の支払義務があった。大学はお金がかかるが、私はすぐに手続きをして支払を始めた。末の娘も同様に支払っていたのだが、学生の彼らは私の若い時と同様、年金の重要性を認識する事はなく「友達に聞いたけど誰も払ってないよ」と支払義務の免除手続きをするようにと勧めた。報道でも、免除の手続きをして支払をしない家庭が多い、と伝えていたが、私は支払を続けた。娘達の意見は、彼らにとって年金は遠い先の話であり、友人たちの状況を私に伝えただけであると理解し、義父から受けた昔話の指導を胸に、子どもたちの忠告には耳を貸さなかった。年金受給の年齢になって、その方針に間違いは無かったと思った。社会人になった息子達は、今自分で公的年金の支払を続けている。

スイスの人と縁あって結婚した娘は、お嬢さんからスイスの状況を聞き「日本の年金制度と健康保険制度はとても羨ましい」と話す。自分の国民年金の支払を止めるように、と話した彼女の大きな変化である。日本の社会制度としての公的年金や健康保険制度は、諸外国に誇れるものだと改めて感じた。日本に生まれ年を重ね平和に安定した生活ができる事に感謝である。私達の親も、制度の充実助けられて老後を過ごした。私達夫婦は、若い世代に仕事を引き継いで、自由な時間を過ごすことのできる年齢になった。これからは、自分自身としっかり向き合い、改めて人生、そして社会のことを考える時間を持ち活動につなげたい。現在の社会は高齢であっても、その力を生かすことのできる時代となってきている。

現在報道される年金の将来は、社会の大きな変化で不安があり、若い人たちの老後が心配という。老主婦としては、解決への力を持たず、総てがうまく行くようにと祈るばかりである。私達の生活を支えている公的年金の制度が、若い世代の人にも現在と同様、老後の生活を助ける制度であり続ける事が出来るよう、安定した社会が続きその時々工夫で好ましい形での継続を、と心から願っている。若い人たちには、若い時代に公的年金制度をしっかりと受け止め、制度に則って多少苦しくとも支払を続け、豊かな老後を支える公的年金制度の継続と充実への働きかけをして欲しい。長寿国日本の将来は、今後も高齢化が進み、高齢でもその力を社会に生かし、充実した生活を造る事の出来る社会の実現も夢ではない。高齢先進国日本の将来を明るいものにするには、年齢に関係なくみんなの努力、協力で初めて完成するものであろう。

わたしと年金、私は今、誇りを持って「年金生活です」と笑って話す事の出来る毎日を送っている。

公的年金の給付の概要

年金には高齢者が受け取る老齢年金の他に、障害年金、遺族年金の計3つがあります。それぞれに支給要件、年金額の計算方法が異なります。

老齢年金

年金額は平成26年(2014)4月分から平成27年3月分までの年額

	老齢基礎年金	老齢厚生年金
支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること。ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります。</p> <p>②支給開始年齢 65歳。ただし、支給の減額繰上げ、増額繰下げの制度があります。</p>	<p>①受給資格期間 老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていると、厚生年金に1カ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳台前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要)</p> <p>②支給開始年齢 65歳。ただし、支給の減額繰上げ、増額繰下げの制度があります。 (注)生年月日・性別に応じ、60歳台前半の老齢厚生年金を受給できる場合があります。</p>
年金額	$772,800円 \times \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{40(\text{年}) \times 12}$ <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数×1/3(平成21年4月以降の期間は1/2) ③保険料3/4免除月数×1/2(5/8) ④保険料1/2免除月数×2/3(6/8) ⑤保険料1/4免除月数×5/6(7/8)</p>	<p>報酬比例部分(①) + 加給年金(②)</p> <p>①報酬比例部分 [(平均標準報酬月額)×(10/1000~7.5/1000(※))×(平成15年3月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬月額)×(7.692/1000~5.769/1000(※))×(平成15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.961 (※単価・乗率は生年月日により異なります)</p> <p>②加給年金 ●配偶者222,400円 ●第1子および第2子(*)222,400円 ●第3子以降(*)各74,100円 なお、配偶者の加給年金額に対しては、生年月日に応じて特別加算があります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>*子の年齢要件 ●18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ●20歳未満で1・2級の障害のある子</p> </div> <p>(注)60歳台前半の年金は、①+②に加え、定額部分(1,676円~3,143円(※))×(被保険者期間の月数)×0.961が支給されます。</p> <p>◆ 在職中に支給される老齢厚生年金(=在職老齢年金)は報酬に応じ一部または全部が支給停止されます。</p>



障害年金

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	①保険料納付要件 <ul style="list-style-type: none"> ●初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が2/3以上であること ●初診日が平成38年(2026)4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(=直近1年要件の特例) 	①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ
	②初診日において、被保険者であるか、または被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること	②初診日において被保険者であること
	③障害認定日(*)に障害の程度が1級または2級に該当すること <small>(注)障害認定日以降に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに1級または2級の状態に該当したときは、障害基礎年金が支給されます。</small>	③障害認定日(*)において、障害の程度が1級～3級に該当すること <small>(注)障害認定日以降に障害の程度が増進し、65歳になるまでに1級から3級の状態に該当したときは、障害厚生年金が支給されます。</small>
	<small>(20歳前傷病による障害基礎年金)</small> 初診日において20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。	<small>*障害認定日:初診日から1年6カ月経過した日 その間に治った場合は治った日(症状が固定した日)</small>
年金額	[1級] $772,800円 \times 1.25 + \text{子の加算}$ [2級] $772,800円 + \text{子の加算}$ ○子の加算 第1子・第2子(*):各222,400円 第3子以降(*):各74,100円 <small>*子の年齢要件</small> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ●20歳未満で1・2級の障害のある子 	[1級] $[(\text{平均標準報酬月額}) \times 7.5 / 1000 \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times 5.769 / 1000 \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.961 + 1.25 + \text{配偶者の加算}$ [2級] $[(\text{平均標準報酬月額}) \times 7.5 / 1000 \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times 5.769 / 1000 \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.961 + \text{配偶者の加算}$ [3級] $[(\text{平均標準報酬月額}) \times 7.5 / 1000 \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times 5.769 / 1000 \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.961 \leftarrow \text{最低保障額} 579,700円$



遺族年金

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>①短期要件または長期要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期要件:被保険者が死亡したとき、または被保険者であった60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき ●長期要件:老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が2/3以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人 a)子のある妻 b)子のある夫 c)子</p>	<p>①短期要件または長期要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期要件:a)被保険者が死亡したとき b)被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき c)1級または2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき ●長期要件:老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき <p>②保険料納付要件 短期要件のa)およびb)の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人 a)遺族基礎年金の対象となる遺族 b)子のない妻 (注)平成19年(2007)4月から、夫の死亡時に30歳未満で子のない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付となりました。 c)55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給) d)孫(障害基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり)</p>
年金額	<p>772,800円+子の加算</p> <p>○子の加算 第1子・第2子(*):各222,400円 第3子以降(*):各74,100円</p> <p>*子の年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ●20歳未満で1・2級の障害のある子 	<p>老齢厚生年金額(報酬比例部分)×3/4</p> <p>次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、579,700円が加算されます。</p> <p>○夫が亡くなった時、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻</p> <p>○遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けている子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。</p>

日本の長寿社会の状況

日本の平均寿命は世界一の水準に達する一方、生まれてくる子どもの数は年々減少しています。こうした背景を踏まえ、公的年金制度の果たす役割、その意義はますます大きなものとなってきています。

平均寿命

平均寿命は、大きく伸長してきており、平成24年(2012)の出生者のうち、男子60.2%、女子79.6%が80歳に到達するものと見込まれています。

(単位:年)

		昭和30年 (1955)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成24年 (2012)
0歳時点	男	63.60	69.31	73.35	75.92	77.72	79.55	79.94
	女	67.75	74.66	78.76	81.90	84.60	86.30	86.41
65歳時点	男	11.82	12.50	14.56	16.22	17.54	18.74	18.89
	女	14.13	15.34	17.68	20.03	22.42	23.80	23.82

【出典】平成22年以前 完全生命表、平成24年 簡易生命表

少子化

合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均)は、戦後年々低下傾向にあり、平成17年(2005)には1.26に至っています。なお、日本の人口が長期的に増減せず一定となる合計特殊出生率(人口置換水準)は、現在おおよそ2.07です。

(単位:人)

	昭和30年 (1955)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成24年 (2012)
合計特殊出生率	2.37	2.13	1.75	1.54	1.36	1.39	1.41

【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

人口と高齢化

日本の総人口は平成22年(2010)に約1億2,800万人ですが、今後減少することが見込まれています。

高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、昭和45年(1970)の7.1%から平成12年(2000)に17.4%、平成32年(2020)に29.1%、平成52年(2040)に36.0%、平成62年(2050)に38.8%と急速に高齢化していきます。

(単位:千人)

	昭和30年 (1955)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)
総人口	89,276	103,720	117,060	123,611	126,926	128,057	124,100	116,618	107,276	97,076
65歳以上人口①	4,748	7,332	10,653	14,928	22,041	29,246	36,124	36,849	38,678	37,676
割合	5.32%	7.07%	9.10%	12.08%	17.37%	22.84%	29.11%	31.60%	36.05%	38.81%
20歳~64歳人口②	46,104	62,502	70,607	76,106	78,878	74,968	67,830	62,784	53,933	46,430
割合	51.64%	60.26%	60.32%	61.57%	62.14%	58.54%	54.66%	53.84%	50.27%	47.83%
比率 ②/①	9.71	8.52	6.63	5.10	3.58	2.56	1.88	1.70	1.39	1.23

【出典】平成12年(2000)まで:国立社会保障・人口問題研究所公表

平成22年(2010):総務省統計局「国勢調査」速報

平成32年以降(2020):国立社会保障・人口問題研究所推計(出生中位、死亡中位) 平成24年(2012)1月推計

高齢者世帯の状況

世帯数全体に占める高齢者単独世帯および高齢者夫婦のみ世帯の割合は、昭和55年(1980)には約6%でしたが、平成22年(2010)には約20%になり、平成42年(2030)には約27%になると推計されています。

(単位:千世帯)

	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)
総世帯数	35,824	40,670	46,782	51,842	53,053	51,231
高齢者単独世帯数	885	1,623	3,032	4,980	6,679	7,298
割合	2.47%	3.99%	6.48%	9.61%	12.59%	14.25%
高齢者夫婦のみ世帯数	1,245	2,129	3,854	5,403	6,512	6,328
割合	3.48%	5.23%	8.24%	10.42%	12.27%	12.35%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」平成25年(2013)1月推計

* 高齢者単独世帯とは、世帯主が65歳以上で世帯の構成員が単独の世帯

* 高齢者夫婦のみ世帯とは、世帯主が65歳以上で世帯の構成員が夫婦のみの世帯

就業形態の変化

昭和30年(1955)は雇用者が約4割(43.5%)でしたが、平成22年(2010)は約9割(87.3%)を占めるようになっていきます。

(単位:万人)

	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)
就業者計	4,090	4,436	5,094	5,536	6,249	6,446	6,257
自営業者	1,028	1,006	977	951	878	731	579
家族従事者	1,284	1,061	805	603	517	340	189
雇用者	1,778	2,370	3,306	3,971	4,835	5,356	5,463
割合	43.5%	53.4%	64.9%	71.7%	77.4%	83.1%	87.3%

【出典】総務省統計局「国勢調査」

景気変動(賃金と物価)

物価や賃金は2000年頃まで上昇しており、とりわけ昭和48年(1973)のオイルショックの際は、物価が急上昇(昭和49年(1974)の物価上昇率は23.1%)したこともありました。なお、年金の物価スライドは昭和48年改正で導入されました。

	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成24年 (2012)
物価	100.0	171.9	235.5	288.1	315.0	305.8	304.9
賃金	100.0	230.9	344.5	482.3	548.8	517.3	514.8

【出典】物価:消費者物価指数 総合指数 年平均 昭和45年(1970)を100とした値

賃金:毎月勤労統計調査 きまって支給する給与 30人以上(一般・パート) 昭和45年(1970)を100とした値

社会保障給付費

社会保障給付費は、社会保障制度から国民に給付されたサービスや現金給付の全体の費用で、平成23年(2011)には約100兆円以上となっています。昭和45年(1970)には社会保障給付費全体に占める年金の割合は24.3%で医療の半分以下でしたが、昭和56年(1981)には、医療と逆転して43.7%となり、平成23年(2011)には49.4%と、約半分となっています。

※平成23年度で、およそ12兆円の税金が年金給付に拠出されています。

(単位:億円)

	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)
総額	35,239	247,736	472,203	781,334	1,046,793	1,074,950
年金	8,562	104,525	240,420	412,012	529,711	530,623
割合	24.3%	42.2%	50.9%	52.7%	50.6%	49.4%
医療	20,758	107,329	183,795	259,975	329,190	340,634
割合	58.9%	43.3%	38.9%	33.3%	31.2%	31.7%
福祉その他	5,920	35,882	47,989	109,347	187,893	78,881
割合	16.8%	14.5%	10.2%	14.0%	17.9%	18.9%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障給付費」

年金の将来推計

厚生労働省では、年金財政について、少なくとも5年ごとに検証し、将来おおむね100年間の財政見通しを作成しています(財政検証)。平成21年(2009)に公表した財政検証では、社会経済状況の「基本ケース」の下では、最終的な厚生年金の所得代替率は、50.1%になると試算され、年金の長期的な給付と負担の均衡が確保されることを確認しました。

年度(西暦)	厚生年金					国民年金				
	保険料率	収入合計	支出合計	年度末積立金	積立度合	保険料月額	収入合計	支出合計	年度末積立金	積立度合
	%	兆円	兆円	兆円		円	兆円	兆円	兆円	
2008	15.350	—	—	145.3	—	14,420	—	—	9.9	—
2009	15.704	34.9	35.8	144.4	4.1	14,700	4.8	4.7	10.0	2.1
2010	16.058	35.0	36.7	142.6	3.9	14,980	4.9	4.7	10.2	2.1
2015	17.828	44.8	42.6	144.2	3.3	16,380	5.7	5.4	10.9	2.0
2020	18.300	53.3	45.7	172.5	3.6	16,900	6.6	6.1	13.0	2.0
2050	18.300	90.4	82.9	507.7	6.0	16,900	11.5	10.9	36.6	3.3
2080	18.300	116.7	124.2	502.5	4.1	16,900	16.0	16.4	37.8	2.3
2105	18.300	132.4	157.5	132.4	1.0	16,900	19.5	20.7	19.5	1.0

(注1)「基本ケース」は、出生率1.26(平成67年(2055))、長期の物価上昇率1.0%・名目賃金上昇率2.5%・名目運用利回り4.1%(平成28年度以降)。

なお、賦課方式の下では、実質的な運用利回りが重要ですが、基本ケース1.6%(名目運用利回り4.1%—名目賃金上昇率2.5%)に対し、

平成13~24年度平均2.76%(名目運用利回り(2.26%)—名目賃金上昇率(-0.49%))となっています。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当該年度支出合計に対する比率

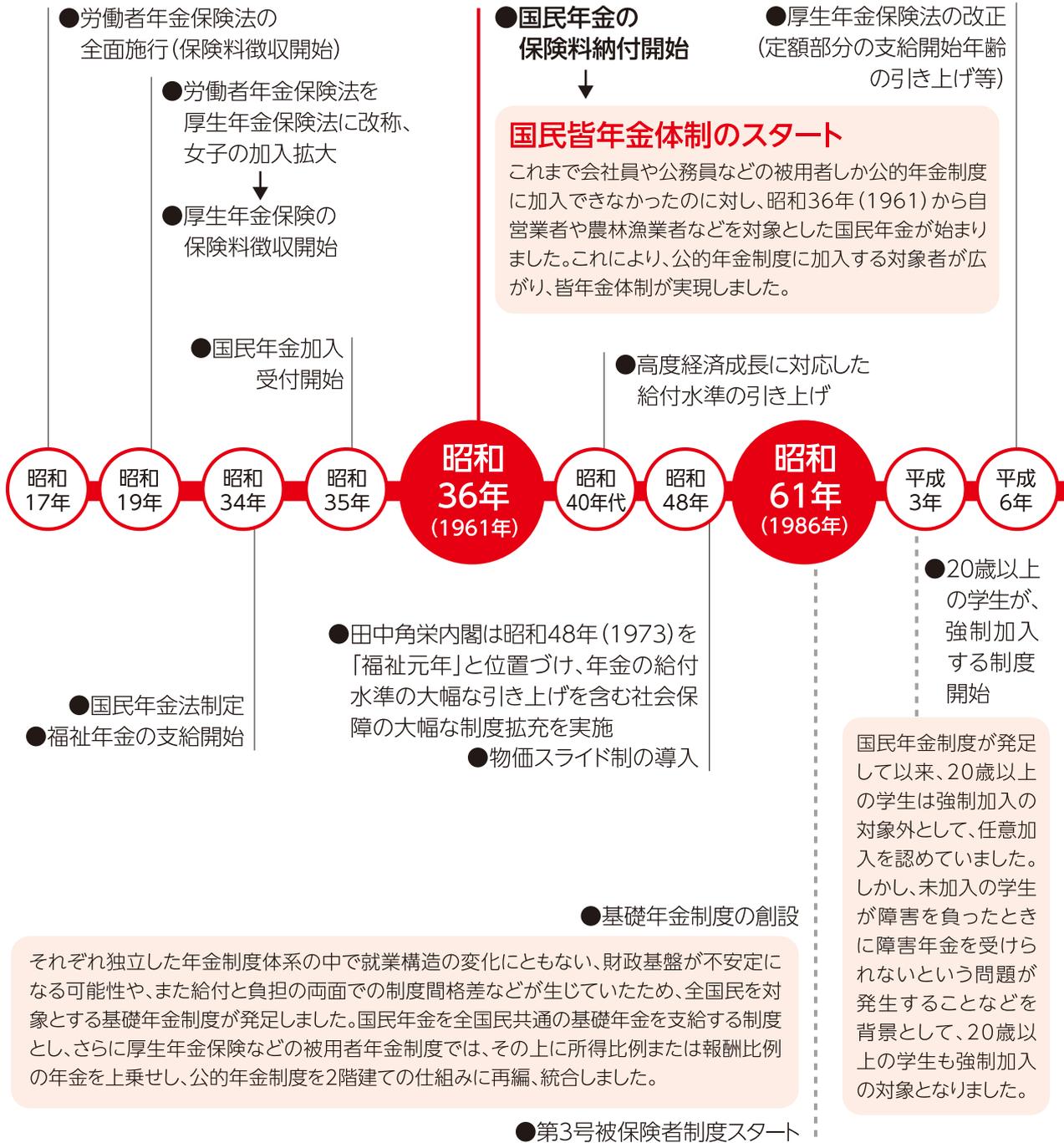
(注3)国民年金の保険料月額は、平成16年度価格の保険料の額

【出典】厚生労働省「平成21年財政検証結果レポート」、厚生労働省「平成24年度年金積立金運用報告書」

公的年金制度の歴史

日本の公的年金制度は、昭和17年(1942)に、被用者を対象とする現在の厚生年金の前身である労働者年金保険が創設されたのに始まります。その後、昭和36年(1961)に自営業者などを対象とする国民年金が発足し、国民皆年金制度が整いました。しかし、当時はそれぞれ独立した制度体系だったため、加入している制度によって、給付、負担に格差が生じるという問題を抱えていました。

これらの諸問題を解決するために国民皆年金制度は何度も見直され、今日の制度に至っています。



●在職老齢年金制度を、賃金の増加に応じて賃金と年金額の合計が増加する仕組みへ変更

●基礎年金番号の導入

基礎年金番号とは、日本に居住する人に1つずつ与えられる年金番号で、平成9年(1997)から導入されました。それまでは、国民年金や厚生年金、共済組合など、加入する制度ごとに番号が付けられ、制度ごとに記録の管理が行われていました。基礎年金番号の導入によって、制度間での情報交換が可能となり、届け出を忘れていた人への連絡や年金の受給手続き、各種相談などにも迅速に対応できるようになりました。

●JR共済、JT共済、NTT共済の三共済を厚生年金に統合

●国民皆年金50年

昭和36年(1961)の「国民皆年金」実現後50年を経て、現在では、全国民の約4人に1人が公的年金を受給しており、公的年金制度は国民の老後生活の柱としてなくてはならない存在になりました。安定した年金制度の運営が求められる中、今後もこれまでの50年と同様、社会経済の変容に合わせて適切な運営を行っていきます。



●厚生年金保険法の改正
(報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ: 開始は平成25年)

●厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引き上げ開始

●65~69歳の在職者に対する在職老齢年金制度の創設

●社会保険庁廃止、日本年金機構設立

●基礎年金の国庫負担割合1/2の実現

●厚生年金の報酬比例部分の分割(離婚分割)

- マクロ経済スライドの導入
- 保険料水準固定方式の導入
- 在職老齢年金制度などの見直し
 - 65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入
 - 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整(平成19年(2007)施行:70歳以上の被用者について、65歳以上の被保険者と同様の仕組みにより、在職中の年金が支給停止される)



年金制度改正の主な概要(平成26年11月現在)

年金確保支援法《平成23年8月10日公布》

国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると納めることができませんが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年間の保険料を納めることができるようになりました。【平成24年10月1日施行】

年金機能強化法《平成24年8月22日公布》

○遺族基礎年金の父子家庭への支給【平成26年4月施行】

国民年金に加入していた夫が亡くなった場合、子のある妻に遺族基礎年金が支給されますが、国民年金に加入していた妻が亡くなった場合にも、子のある夫に支給されるようになりました。

○未支給年金の請求範囲の拡大【平成26年4月施行】

年金を受け取ることができる人が亡くなった場合、まだ受け取っていない年金(未支給年金)があるときは、その人の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹)が請求して受け取ることができますが、請求できる遺族の範囲が生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者、叔父、叔母など)までに拡大されました。

○基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化【平成26年4月施行】

消費税収を活用して、基礎年金国庫負担割合を恒久的に2分の1とします。

○短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大【平成28年10月施行】

厚生年金・健康保険は労働時間が週30時間以上ある人が加入の対象となっていますが、週20時間以上等の一定の条件を満たす短時間労働者(いわゆるパート、アルバイト労働者)も対象となります。

○受給資格期間の短縮

年金を受け取るためには、原則25年(年金の種類や生年月日により異なります)の資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間等)が必要ですが、将来、10年の資格期間があれば年金を受け取ることができることとなっています。

被用者年金制度一元化法《平成24年8月22日公布》

公務員や私立学校教職員は厚生年金とは別の年金制度(共済制度)にそれぞれ加入していましたが、これらの年金制度が厚生年金に統一されます。これにより、支払う保険料の率(上限18.3%)等が一般の会社員等と同じになり、制度的な差異が解消されます。【平成27年10月施行】

年金生活者支援給付金法《平成24年11月26日公布》

将来、所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金等の受給者に、老齢年金生活者支援給付金等が支給されることとなっています。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法《平成24年11月26日公布》

○特例水準の解消【平成25年10月施行】

老齢基礎年金等の年金額が本来の水準より2.5%高い状態が、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消されることになりました。解消のスケジュールは、平成25年10月に▲1.0%、平成26年4月に▲1.0%、平成27年4月に▲0.5%となっています。なお、物価・賃金の変動があったため、平成26年4月の実際の改定率は▲0.7%となっています。

※現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響のために、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、0.5%高い水準(特例水準)となっています。

厚年法等改正法《平成25年6月26日公布》

例えば、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更)が必要です。過去、この手続きが遅れたことが原因で、将来の年金が少なくなったり、もらえない場合がありますでしたが、手続きが遅れた期間を年金の「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

【平成25年7月1日施行】

あなたの年金記録をカンタン確認! 手軽で便利な「ねんきんネット」

日本年金機構では、年金加入者の方や受給者の方がインターネットを通じて、いつでも手軽にご自身の年金記録を確認できる「ねんきんネット」サービスを行っています。平成26年3月末からはスマートフォンにも対応し、より便利に使いやすくなった「ねんきんネット」をぜひご利用ください。



「ねんきんネット」でできること

- 24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます!
- 記録がわかりやすく表示され、「もれ」や「誤り」も簡単に発見できます!
- 将来の年金見込額が、ご自身で試算できます!
- 「ねんきん定期便」や年金の支払いに関する通知書がパソコンなどで確認できます!
- 各種届書(国民年金保険料の口座振替の申込など)を簡単に作成できます!
- スマートフォンからも年金記録の確認などができます!

手続きは
(直接「ねんきんネット」
にアクセスする場合)

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話での
問い合わせは

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

0570-058-555 03-6700-1144 (050で始まる電話でおかけになる場合)

[受付時間 月～金曜日/9:00～19:00 第2土曜日/9:00～17:00]

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」を毎年お届けいたします

「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入期間や年金見込額などの情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構から下記のとおりお送りしています。

・35歳・45歳・59歳※の年金加入者の方 公的年金(共済以外)のすべての年金記録をお送りします。

・その他の年齢の年金加入者の方 直近1年間の年金記録(共済以外)をお送りします。

※平成24年度までは、58歳の方に送付

あなたの年金記録をもう一度ご確認ください。

日本年金機構では年金記録問題の解決に向けて、これまで年金加入者の方や受給者の方に「ねんきん特別便」などをお送りして、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかどうか確認をお願いしてまいりました。しかし、未だ約2,100万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの年金事務所にご相談ください。なお、ご自身の年金記録の確認方法については、これまでにお送りした「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」で確認できるほか、「ねんきんネット」でも確認することができます。また、「ねんきんネット」では、持ち主の確認できない記録(未統合記録)を検索することもできますので、ぜひ、ご利用ください。

国民年金加入の手続き

20歳を迎えたら、国民年金の第1号被保険者になるための手続きを、ご自身で行ってください(ただし、既に第2号、第3号被保険者になっている場合を除きます)。

①「国民年金資格取得届」を提出してください

- 「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、お住まいの市(区)役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。
- また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます(学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください)。
- 付加保険料の納付(※)の申し出や、前納を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

(※)定額保険料のほかに月額400円の付加保険料を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金に、200円×付加保険料納付月数を増額できる制度。



②「年金手帳」が届きます

- 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。



③「国民年金保険料納付書」が届きます

- 納付書で保険料を納めてください(20歳の誕生日の前日が含まれる月の分からの保険料)。
- 保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です(詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください)。

納付書は学生納付特例などを申請した方にもお送りしています。

国民年金のお手続きやご相談は、
お住まいの市(区)役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所へ!

年金事務所はこちらから(日本年金機構HP)

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>